

第3回大阪市公文書管理委員会議事要旨

1 日 時

平成23年12月22日(木)午前10時から

2 場 所

大阪市役所地下1階第5共通会議室

3 出席者

【委 員】

小林邦子委員、澤井実委員、塩見昇委員、野呂充委員、土谷喜輝委員
林真貴子委員、吉川萬里子委員

【事務局】

上田 隆昭 総務局行政部長
庄谷 邦幸 総務局行政部公文書館長
今中 國雄 総務局行政部文書担当課長
廣岡 光博 総務局行政部公文書館副館長

4 傍聴者

1名

5 議 題

- (1) 開会
- (2) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準案及び市長が定める基準案について
- (3) その他
- (4) 閉会

6 議事要旨

- (1) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準案及び市長が定める基準案について

【事務局説明】

- ア 前回委員会において平成23年度策定とした新基準の考え方について
- ・ 旧基準での決定方式の問題点及びそれらに対する措置について
 - ・ 新たな基準案及び今後のスケジュールについて

【委員からの主な質問・意見】

委員から次のような質問・意見があり、次回開催までに整理することとした。

- ア 文書の作成者が判断することについては問題がある。判断の客観性を高めるためには、作成者以外が議論に参加すべき。
- イ 作成者がわかっているというのはわかるが、取得者も同じことがいえるか疑問。
- ウ 現段階で公文書として重要な文書と、いずれ歴史的な価値を有する文書というのは違うものだと思う。歴史資料として重要かどうかを作成取得担当の職員がすべて判断し得るということに関しては、何らかのシステムとしてのチェックが必要。
- エ 雑多なものの中からピックアップしていくよりずっと効率的かつ体系的に残りやすいという利点はあると思う。専門委員による一からの指定ではなく、外部の人間のチェック体制が必要になるのではないか。

(2) 利用請求の運用状況について

次の事項について、提案し確認した。

ア 平成23年4月から9月までの利用請求制度の概況について報告

イ 法人等の印影の取扱いについて

現在、個人の印影は、時の経過に関する一定の期間の目安に基づいて一定利用と判断しているが、法人等の印影は時の経過にかかわらず、一律に非利用としており、不均衡が生じている。そのため、最終編集年度から30年経過したものについては、個人、法人等ともに原則利用の取扱いとすることにして、不均衡を是正する。

ウ 公文書館特別展示について報告

7 会議資料

- (1) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準案及び市長が定める基準案について
- (2) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準案
- (3) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が定める基準案
- (4) 特定歴史公文書等の利用請求制度の概況
- (5) 法人等の印影の取扱いについて

8 問合せ先

大阪市総務局行政部行政課文書グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話：06-6208-7433 ファックス：06-6229-0510